

三次市教育委員会告示第 号

三次市学校給食献立検討委員会設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年 月 日

三次市教育委員会
委員長 沖 田 稔

三次市学校給食献立検討委員会設置要綱等の一部を改正する告示

(三次市学校給食献立検討委員会設置要綱の一部改正)

第1条 三次市学校給食献立検討委員会設置要綱(平成16年三次市教育委員会告示第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「教育企画課長」を「学校教育課長」に改める。

第8条中「, 教育企画課」を「, 学校教育課」に改める。

(三次市学校給食用物資及び納入業者選定委員会設置要綱の一部改正)

第2条 三次市学校給食用物資及び納入業者選定委員会設置要綱(平成16年三次市教育委員会告示第19号)の一部を次のように改正する。

題名中「選定委員会」を「選考委員会」に改める。

第1条中「, 三次市学校給食用物資及び納入業者選定委員会(以下「委員会」という。)」を「, 三次市学校給食用物資及び納入業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「委員会」を「選考委員会」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「委員会」を「選考委員会」に改め、同条第1

号中「教育企画課長」を「学校教育課長」に改める。

第5条及び第6条の規定中「委員会」を「選考委員会」に改める。

第7条中「本委員会」を「本選考委員会」に改める。

第8条中「委員会」を「選考委員会」に、「教育企画課」を「学校教育課」に改める。

(三次市学校施設耐震化推進計画検討委員会設置要綱の一部改正)

第3条 三次市学校施設耐震化推進計画検討委員会設置要綱（平成16年三次市教育委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会教育企画課」を「教育委員会学校教育課」に改める。

別表第2中

「

教育企画課長

」及び

「

教育施設係長

」を削る。

(三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱の一部改正)

第4条 三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱（平成19年三次市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会教育企画課長

」を

「

教育委員会社会教育課長

」に、

「

教育委員会教育企画課教育企画係長

」を

「

教育委員会社会教育課教育総務係長

」に改める。

(三次市学校LAN運営委員会設置要綱の一部改正)

第5条 三次市学校LAN運営委員会設置要綱(平成20年三次市教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

第9条中「, 教育委員会教育企画課」を「, 教育委員会学校教育課」に改める。

(三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部改正)

第6条 三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱(平成21年三次市教育委員会告示第23号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会教育企画課」を「教育委員会学校教育課」に改める。

(三次市立学校財務事務等取扱要綱の一部改正)

第7条 三次市立学校財務事務等取扱要綱(平成21年三次市教育委員会告示第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「, 最小の経費で最大の効果」を「, 最少の経費で最大の効果」に改める。

第21条第2項中「, 教育委員会教育企画課長」を「, 教育委員会学校教育課長」に改める。

附 則

この告示は, 平成24年4月1日から施行する。